

議案第47号

逗子市手数料条例の一部改正について

逗子市手数料条例の一部を次のように改正する。

平成28年9月6日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市手数料条例の一部を改正する条例

逗子市手数料条例（平成12年逗子市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

一般諸証明	1 件	200円	1 租税、公課その他諸収入金の証明については、その種類及び年度ごとに1件とする。 2 名義人ごとに土地は2筆、家屋は2棟、船は1隻、車は1台を1件とする。
公簿、公文書の謄本、抄本又は写し（戸籍の謄本、抄本の場合を除く。）	1 枚	200円	日本工業規格A列3番大までを1
図面の謄本又は抄本	1 枚	250円	枚とする。

を

」

「

一般諸証明	1 件	300円	1 租税、公課その他諸収入金の証明については、その種類及び年度ごとに1件とする。 2 名義人ごとに土地は2筆、家屋は2棟、船は1隻、車は1台を1件とする。
公簿、公文書の謄本、抄本又は写し（戸籍の謄本、抄本の場合を除く。）	1 件	300円	住民票、戸籍の附票の写し及び印鑑証明書は1通、印鑑登録証は1枚を1件とする。
図面の謄本又は抄本	1 枚	300円	日本工業規格A列3番大までを1枚とする。

に、

」

「

公簿、公文書、 図面の閲覧及び 照合 （戸籍法（昭和 22年法律第224 号）第48条第2 項（同法第117 条において準用 する場合を含む。 ）の規定に基づ く書類の閲覧を 除く。）	1 件	200円	公簿は1冊（単葉で整理されているものについては1葉とし、住民票については1世帯とする。）、公文書は1事件、図面は1枚各2時間を1件とする。
---	-----	------	---

を

公簿、公文書、 図面又はこれら に類するものを 複写機により作 成した市長の認 証印のない写し	1 枚	200円	日本工業規格 A 列 3 番大までを 1 枚とする。
--	-----	------	-------------------------------

」

「

公簿、公文書、 図面の閲覧及び 照合 (戸籍法(昭和 22年法律第224 号)第48条第2 項(同法第117 条において準用 する場合を含む。) の規定に基づく書類の 閲覧を除く。)	1 件	300円	公簿は 1 冊(単葉で整理されている ものについては 1 葉とし、住民票に ついては 1 世帯とする。)、公文書は 1 事件、図面は 1 枚各 2 時間を 1 件 とする。
公簿、公文書、 図面又はこれら に類するものを 複写機により作 成した市長の認 証印のない写し	1 枚	300円	日本工業規格 A 列 3 番大までを 1 枚とする。

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の逗子市手数料条例の規定は、施行の日以後になされた申請等に係る手数料から適用し、施行の前になされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、特定の者のために行う事務について徴収する手数料のうち一般諸証明、住民票の写しの交付等に係る手数料について、原価計算に基づく受益者負担の適正化等の観点から、改正の要あるため提案する。